

新旧対照表

西海市週休2日工事（営繕工事）実施要領の一部を改正する告示

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「週休2日工事」とは、次項に規定する対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する営繕工事である場合をいう。この場合において、現場閉所（現場休息）率の算定における現場休息日数には現場閉所日数を含み、<u>現場閉所日数には降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含むものとし、現場閉所及び現場休息の日を原則として土曜日及び日曜日としないときは、土曜日及び日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週（原則として月曜日から日曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定（受注者の責によらず悪天候の影響等によりやむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合であつて、事前に発注者へ報告し、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した場合を含む。）し、2日以上</u>の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態。ただし、次</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「週休2日工事」とは、次項に規定する対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する営繕工事である場合をいう。この場合において、現場閉所（現場休息）率の算定における現場休息日数には現場閉所日数を含むものとし、<u>現場閉所及び現場休息の日を原則として土曜日及び日曜日としないときは、土曜日及び日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>に掲げる場合は除く。</u></p> <p><u>ア 対象期間内で日数が7日に満たない週において、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていない場合</u></p> <p><u>イ 曜日を跨ぐ夜間工事において、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）を行っていない場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 この告示において「対象期間」とは、<u>工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの期間をいう。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象期間に含めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>工事全体を一時中止している期間</u></p> <p>(4) <u>発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</u></p> <p>(5) <u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等</u></p> <p>3 この告示において「現場閉所」とは、<u>巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 この告示において「対象期間」とは、<u>工事の始期以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置、測量等をいう。）に着手した日（以下「工事着手日」という。）から実際に工事が完成した日（以下「工事完成日」という。）までの期間をいう。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象期間に含めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>工事の全面中止を行っている期間</u></p> <p>3 この告示において「現場閉所」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u></p>

新	旧
<p><u>を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</u></p> <p>4 この告示において「現場休息」とは、分離発注工事において、<u>各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業</u></p>	<p>(1) <u>現場事務所での事務作業を含めて1日を通して下請を含めた各発注工事単位で現場や現場事務所が閉所された状態であり、かつ、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員をいう。以下同じ。）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に規定する休日（以下「休日」という。）を取得した場合</u></p> <p>(2) <u>降雨、降雪等の気象・海象条件により、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場の作業を中止し、元請技術者等が休日を取得した場合</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる作業など、受注者の責によらないと判断できるもので、予定していた休日に作業を行った場合</u></p> <p>ア <u>市が、作業、現場パトロール、現場見学会等を要請した場合</u></p> <p>イ <u>現場内にて災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合</u></p> <p>ウ <u>周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合</u></p> <p>エ <u>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合</u></p> <p>4 この告示において「現場休息」とは、分離発注工事において<u>次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="174 220 1106 312"><u>を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。</u></p> <p data-bbox="197 614 336 646">(対象工事)</p> <p data-bbox="145 670 1106 817">第3条 週休2日工事の対象となる工事は、<u>市が発注する営繕工事のうち、当初設計金額が200万円を超え、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p data-bbox="179 837 1106 1045">(1) <u>災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事</u> (2) <u>工場製作が主たる工事又は材料費が工事費の大部分を占める工事等で、現場作業期間が1週間未満であることが想定される工事</u> (3)及び(4) (略)</p> <p data-bbox="197 1117 537 1149">(週休2日工事の発注方法)</p> <p data-bbox="145 1173 336 1204">第4条 (略)</p> <p data-bbox="145 1228 1106 1372">2 市は、当初設計において、<u>月単位</u>の週休2日を前提に、第6条第1項第2号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して発注する。</p>	<p data-bbox="1164 331 2092 424">(1) <u>各発注工事単位で、現場事務所の作業を含めて1日を通して現場作業がない場合</u></p> <p data-bbox="1164 443 2092 536">(2) <u>降雨、降雪等の気象・海象条件により、現場事務所の作業を含めて、1日を通して現場作業がない場合</u></p> <p data-bbox="1182 614 1321 646">(対象工事)</p> <p data-bbox="1131 670 2092 817">第3条 週休2日工事の対象となる工事は、<u>当初設計金額4,000万円以上の市が発注する営繕工事のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p data-bbox="1164 837 2092 1045">(1) 災害復旧工事 (2) <u>工場製作が主たる工事又は材料費が工事費の大部分を占める工事等で、現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事</u> (3)及び(4) (略)</p> <p data-bbox="1182 1117 1523 1149">(週休2日工事の発注方法)</p> <p data-bbox="1131 1173 1321 1204">第4条 (略)</p> <p data-bbox="1131 1228 2092 1372">2 市は、当初設計において、<u>通期</u>の週休2日を前提に、第6条第1項第2号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して発注する。</p>

新	旧
<p>3 (略)</p> <p>(<u>現場閉所(現場休息)の確認方法等</u>)</p> <p>第5条 <u>工事着手前の現場閉所(現場休息)の確認については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、<u>施工計画書の提出前(施工計画書を作成しない場合は工事着手前)までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議(以下「当初協議」という。)するものとする。</u>この場合において、週休2日工事として実施する場合は、<u>完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日のいずれで実施するか</u>明記するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日工事を実施する場合は、<u>現場閉所(現場休息)の予定日を記載した実施工程表等を監督職員へ提出するものとする。</u>この場合において、<u>監督職員は、受領した実施工程表等について受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。</u></p> <p>(3) <u>監督職員は、対象期間の設定に関して、工事着手日に加え、必要に応じて工場制作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議し決定する。</u></p> <p>(4) <u>分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整した上で、その</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(<u>受注者の取組内容と市の確認</u>)</p> <p>第5条 <u>週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、<u>施工計画書の提出前までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議(以下「当初協議」という。)するものとする。</u>この場合において、週休2日工事として実施する場合は、<u>月単位の週休2日又は通期の週休2日のいずれで実施するか</u>明記するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日工事を実施する場合は、<u>週休2日の取得計画を立て施工計画書の計画工程表等に記載し、市へ提出するものとする。</u>この場合において、<u>不測の事態等により計画工程に変更(土日作業等)が生じたときは、工事指示及び記録簿で変更計画工程表等とその理由を市へ提出するものとする。</u></p> <p>(3) 受注者は、<u>対象期間中、週休2日工事であることを看板等により現場に掲示するものとする。</u></p> <p>(4) <u>市は、受注者より提出された計画工程表等又は変更計画工程表等(理由含む。)に記載された取得計画が適切であることを確認す</u></p>

新	旧
<p><u>予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員へ提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>工事着手後の現場閉所（現場休息）の確認については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。この場合において、分離発注工事の受注者は、実施工程表等の修正に当たり受注者間で調整を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>(5) <u>受注者は、実施工程表等により、週休2日の取得計画の実施状況を取りまとめ、現場閉所（現場休息）計画・実績報告書（様式第1号）により月1回、監督職員へ報告するものとし、最終報告時は現場閉所（現場休息）計画・実績報告書（様式第1号）及び現場閉所（現場休息）実績集計表（様式第2号）により報告するものとする。</u></p> <p>(6) <u>市は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）に基づき、出勤簿、出面表等を用いて現場閉所及び現場休息の実施状況を確認する。</u></p>

新	旧
<p><u>(3) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 その他留意事項については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。</u></p> <p><u>(3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</u></p> <p><u>(4) 監督職員は、工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。</u></p> <p><u>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条その他の法律の規定に基づき、統括安全衛生責任者が選任されている場合であって、その者が職務を行うことができない場合の代理者を選任しなければならないときは、監督職員は、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日と</u></p>	

新	旧
<p>なる場合の体制について必要な調整を行う。</p> <p><u>4 受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示するものとする。</u></p> <p><u>5 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。</u></p> <p>(積算方法等)</p> <p>第6条 週休2日工事における補正方法は、対象期間中の現場閉所及び現場休息の状況に応じ、次の補正係数により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正するものとする。ただし、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）（令和7年3月25日付け国営積第7号）」（以下「通知」という。）を準用するものとし、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、通知「表A-2建築工事の補正率」における「仮設工事」を準用するものとする。</p>	<p>(積算方法等)</p> <p>第6条 週休2日工事における補正方法は、対象期間中の現場閉所及び現場休息の状況に応じ、次の補正係数により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正するものとする。ただし、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）（令和6年3月22日付け国営積第13号）」（以下「通知」という。）を準用するものとし、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、通知「表A-2建築工事の補正率」における「仮設工事」を準用するものとする。</p>

新	旧
<p>(1) <u>完全週休2日(土日) 労務費 1.02 現場管理費 1.01</u></p> <p>(2) <u>月単位の週休2日 労務費 1.02</u></p> <p>2 積算による措置及び契約変更については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当初協議において受注者が<u>完全週休2日(土日)の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が完全週休2日(土日)を満たした場合は、補正係数を前項第1号に変更し、現場管理費補正分を増額変更する。</u></p> <p>(2) 当初協議において受注者が<u>月単位の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が完全週休2日(土日)を満たしたとしても、補正係数は前項第2号から変更しない。</u></p> <p>(3) <u>現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日に満たない場合及び当初協議において受注者が週休2日工事を希望しない場合(当初協議が整わなかった場合を含む。)</u>は、補正係数を除して労務費補正分を減額変更する。</p>	<p>(1) <u>月単位の週休2日 1.04</u></p> <p>(2) <u>通期の週休2日 1.02</u></p> <p>2 積算による措置及び契約変更については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当初協議において受注者が<u>月単位の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日を満たした場合は、補正係数を前項第1号に変更し、労務費補正分を増額変更する。</u></p> <p>(2) 当初協議において受注者が<u>通期の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日を満たしたとしても、補正係数は前項第2号から変更しない。</u></p> <p>(3) <u>現場閉所及び現場休息の達成状況が通期の週休2日に満たない場合及び当初協議において受注者が週休2日工事を実施しないこととした場合は、労務費の補正係数を除して労務費補正分を減額変更する。</u></p> <p><u>(留意事項)</u></p> <p><u>第7条 監督職員は、現場閉所及び現場休息の日の前日などに、現場閉所又は現場休息の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。</u></p> <p><u>2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第15条その他の法律の規定に基づき、統括安全衛生責任者が選任されている場合であって、その</u></p>

新	旧
<p>(元請下請の取引の適正化)</p> <p>第7条 週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、<u>所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。</u></p> <p>(工事成績評価における評価)</p> <p>第8条 市は、受注者が週休2日工事を実施し、<u>通期の週休2日以上</u>を達成した場合は、西海市建設工事成績評価要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき<u>審査項目運用表により評価を行う。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p><u>者が職務を行うことができない場合の代理者を選任しなければならないときは、監督職員は、計画工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。</u></p> <p>(下請業者への配慮)</p> <p>第8条 <u>受注者は、週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう配慮の上、下請業者への協力を求めるものとする。</u></p> <p>(工事成績評価における評価)</p> <p>第9条 市は、受注者が週休2日工事を実施し、<u>月単位の週休2日又は通期の週休2日</u>を達成した場合は、西海市建設工事成績評価要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき<u>審査項目運用表により評価を行う。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、告示の日から施行し、令和<u>8</u>年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、告示の日から施行し、令和<u>7</u>年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。</p> <p>2 (略)</p>

新

旧

様式第1号 (第5条関係)

現場閉所 (現場休息) 計画・実績報告書

工事番号	
工事名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

月	日	曜日	現場閉所 (現場休息) 計画	現場閉所 (現場休息) 実績	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	現場閉所 (現場休息)計				
	対象日計				

(注) 備考には、振替日等を記入してください。
「工事指示及び記録簿」に添付して提出してください。

